

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課  
〒380-0871  
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内  
TEL：026-238-1555（直通）  
TEL：026-238-1580（苦情専用）  
TEL：026-238-1583（障害者総合支援専用）  
FAX：026-238-1581  
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp  
URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp/

# 信濃の介護保険

## 1 新規指定介護保険事業者説明会について

新規指定介護保険事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業者は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

開催日	場所	時間（予定）
平成29年10月30日（月）	松本合同庁舎 402 会議室	午後1時00分～4時00分
平成29年11月28日（火）	長野県自治会館 1階会議室	午後1時30分～4時30分

## 2 ISDN回線及び紙媒体による請求を行っている事業所の皆様へ

平成30年4月より、ISDN回線及び書面による請求は廃止となり、介護給付費等の請求は原則、伝送（インターネット請求）または電子媒体による請求となります。**ISDN回線及び書面による請求受付は、平成30年3月10日受付締切の2月サービス提供分の請求までで終了となりますのでご注意ください。**

また、現在、書面による請求を行っている事業所において、平成26年8月15日厚生労働省令第98号「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」の一部例外規定に該当し、平成30年4月以降も引き続き書面による請求を行う場合は、同改正省令により規定された「免除届出書」を本会へ提出する必要があります。

「免除届出書」の様式は本会ホームページより取得可能です。

なお、一定の類型に該当する事業所等について、下記イ、ロ、ハ等に該当する事業所は「免除届出書」を提出することで書面での請求が可能となりますのでご確認ください。

イ 支給限度額管理が不要なサービス種類のみを行うサービス事業所

例)・居宅療養管理指導と介護予防居宅療養管理指導のみを請求している事業所

ロ 支給限度額管理が必要なサービス、居宅介護支援若しくは介護予防支援又は総合事業種類のみを行うサービス事業所

例)・訪問介護と予防訪問介護のみを請求している事業所

・訪問介護と総合事業訪問型サービスAのみを請求している事業所

ハ 支給限度額管理が不要なサービス種類及び支給限度額管理が必要なサービス種類を行うサービス事業所

例)・居宅療養管理指導+訪問看護（又は訪問リハビリテーション）のみを請求している事業所

【免除届出書取得方法】長野県国保連合会のHP⇒ [www.kokuho-nagano.or.jp/](http://www.kokuho-nagano.or.jp/) / トップ

＞ 介護事業所のみなさまへ＞ 様式ダウンロード＞ 介護事業所等＞ 請求省令に関する免除届

### 3 介護電子媒体化ソフト Ver.2 の提供について

現在、書面による請求を行っている事業所のうち、介護保険みなし指定事業所（医科・歯科・調剤）や福祉用具貸与サービス事業所向けに、紙媒体への記載方法と同様のイメージで請求情報（CSV）を作成できる「介護電子媒体化ソフト Ver.2」（無償配布・伝送機能なし）が、平成 29 年 10 月下旬から、本会ホームページよりダウンロード可能となる予定です。（当該ソフトは国民健康保険中央会作成のソフトです。）

**ソフトの利用は任意ですが、平成 30 年 4 月より書面による請求は原則廃止となることから、対象サービス事業所におかれましては、できる限りご利用いただきますようご協力をお願いします。**

なお、ご利用可能なサービスは以下のサービスのみとなりますのでご注意ください。

【介護電子請求媒体化ソフト対象サービス】

- 31：居宅療養管理指導
- 34：介護予防居宅療養管理指導
- 17：福祉用具貸与
- 67：介護予防福祉用具貸与

### 4 福祉用具貸与等の請求における審査について

現行の介護給費の請求に当たっては、介護給付費明細書に TAIS コード（5 桁-6 桁（半角・数字））、JAN コード又はローマ字で商品コード等を記載いただいておりますが、平成 29 年 8 月 25 日付老高発 0825 第 1 号「福祉用具貸与価格の全国的な状況の把握について（通知）」により、福祉用具貸与事業者においては、平成 29 年 10 月の貸与分（11 月の介護給付費請求分）から、介護給付費明細書の摘要欄に TAIS コード（5 桁-6 桁（半角・数字））又は福祉用具届出コード（5 桁-6 桁（半角・英数字））のいずれかの記載が必要となります。

なお、記載がない介護給付費の請求については、本会の審査において下記表のとおりとなりますのでご注意ください。

また、「介護給付請求書等の記載要領について」（平成 13 年 11 月 16 日老老発 31 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）は、今後改正予定となっております。

No.	摘要欄記載条件	明細情報		
		摘要	サービス提供月	審査結果
1	商品コード等	未設定	201710	返戻（14QR エラー）※1
2	商品コード等	A2345-123456	201710	正当
3	商品コード等	Q2345-123456	201710	返戻（1407 エラー）※2
4	商品コード等	1234-123456	201710	返戻（1407 エラー）
5	商品コード等	12345-123456/	201710	返戻（1407 エラー）
6	商品コード等	AA-12	201710	返戻（1407 エラー）

※1 14QR エラー 「摘要欄が未記入です。」

※2 1407 エラー 「商品コード等のフォーマットに誤りがあります。」

#### <返戻理由>

No.1 摘要欄に記載なし

No.3 半角英数字は 0~9、大文字アルファベット、但し、I、O、Q を除く

No.4 5 桁-6 桁ではなく 4 桁-6 桁となっている

No.5 13 文字目以降に空白文字以外が設定されている

No.6 桁数誤り